

令和7年8月19日
生活こども部
児童福祉課 家庭福祉係
電話：027-226-2628 内線：2629

個人情報を含む書類の紛失について

中央児童相談所において、個人情報を含む書類（健康保険資格確認書（以下「資格確認書」という。））の紛失事案が発生しました。今後、このようなことがないように適切な対応を徹底し、再発防止に万全を期してまいります。

1 事案の概要

令和7年8月8日（金）午後、中央児童相談所の職員2名が、一時保護をしている児童の医療機関受診のため、保護者から預かっている児童の資格確認書1枚を所持して公用車で出張したが、一時保護委託先及び医療機関に移動する間に所在が不明となり、紛失したことが判明した。

2 事案の経緯

- ・ 8月8日（金）
13時50分頃
中央児童相談所職員2名が、一時保護をしている児童の医療機関受診のため、一時保護委託先に向かった。その際、資格確認書を入れたクリアファイルを公用車の運転者側のダッシュボードに載せていた。
14時40分頃
一時保護委託先に到着し、資格確認書を入れたクリアファイルを持ち出そうとしたところ、クリアファイル内の資格確認書が見当たらないことに気付いたが、医療機関受診の時間が迫っていたため、一旦、資格確認書の搜索を中断し、児童を公用車に乗せて医療機関に向かい受診させた。
18時頃
児童の受診及び一時保護委託先への送迎を終え、改めて車内を搜索したが、見つからなかった。
- ・ 8月9日（土）
職員2名体制で改めて車内・乗車経路及び事務所内を搜索するとともに、一時保護委託先及び医療機関へ問い合わせたが見つからなかった。
- ・ 8月12日（火）
職員を増員し改めて搜索が見つからなかったため、警察に遺失物届を提出。

3 県としての対応

- (1) 保護者に電話にて連絡し、経緯を説明の上、謝罪。現在のところ、二次被害は確認されていない。
- (2) 資格確認書等の個人情報を持ち出す際には、必ず所定の書類入れ等に収納するとともに、移動時や使用時に確実に所持・収納したことを、同行者等の複数人で確認することを徹底する。